宮崎県工業技術センター管理規則

（平成10年規則81号）

（趣旨）

第１条　この規則は、公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第７号）第７条及び第 13 条の規定に基づき、宮崎県工業技術センターの大研修室、中研修室、大開放実験室、小開放実験室及び賃貸工場（以下「大研修室等」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用時間及び休所日）

第２条　大研修室の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。

区　　分	利 用 時 間	休　　所　　日
大研修室 中研修室	午前９時から 午後５時まで	宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第２条第１項に規定する県の休日
大開放実験室 小開放実験室 賃貸工場	午前零時から午後12時まで	なし

２　宮崎県工業技術センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に同項に定める利用時間及び休所日を変更することができる。

（利用許可）

第３条　大研修室等を利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。

２　所長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

（利用の制限）

第４条　所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、大研修室等の利用を拒み、又は大研修室等からの退去を命ずることができる。

(1)　大研修室等における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

(2)　大研修室等の施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3)　暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）である者。

(4)　その他大研修室等の管理上支障があると認められる者

（委任）

第５条　この規則に定められるもののほか、大研修室等の管理及び運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附　則

この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。